

令和7年度

除排雪事業実施計画 (案)

青 森 市

< 目 次 >

1 目的	1
2 除排雪実施体制	1
(1) 除排雪の実施期間	1
(2) 除排雪の実施体制及び組織	1
(3) 災害時の体制及び組織	2
(4) 除排雪の区分	3
(5) 総務班の設置	3
(6) 監理班の設置	3
(7) 「雪に関する市民相談窓口」の設置	4
(8) 緊急屋根雪下ろし事業	4
(9) 青森市災害ボランティアセンターの設置	5
(10) 高齢者世帯等除雪支援隊の設置	5
(11) 除排雪事業者間における連携による除排雪	5
(12) 除排雪業務評価制度（青森地区）	5
(13) 除排雪功労者表彰制度	5
(14) 除雪オペレーター担い手育成支援（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）	6
(15) 計画の公表及び広報・啓発活動等	6
(16) 除排雪調整会議の開催	6
(17) 国・県・市の連携による取組の実施	6
(18) 除排雪作業の効率化	6
(19) 雪捨て場の確保と効率的な運用	6
(20) 冬期間における通学路の安全確保	7
3 除排雪作業の実施方法等	8
(1) 除雪時間	8
(2) 排雪時間	8
(3) 除排雪の実施基準等	8
(4) 除排雪作業の安全管理	10
(5) 歩道及び狭隘路線の除排雪	11
4 パートナースhipによる除排雪・雪処理支援制度等	13
(1) 地域コミュニティ除排雪制度	13
(2) 安全対策の普及啓発	13
(3) 青森市融雪施設設置支援制度	14
(4) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度	14
(5) 屋根の雪下ろし費用の助成事業	14
(6) 在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業（青森地区）	15

(7) 高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区）	15
(8) ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動	15
(9) 高齢者世帯等への寄せ雪軽減	15
(10) 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業	16
(11) 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業	17
5 その他の雪対策	18
(1) 凍結防止剤散布によるスリップ防止対策	18
(2) 防雪柵の設置	18
(3) 雪捨て場の設置	19
(4) 地域住民の雪捨て場	20
(5) 地域住民の雪寄せ場	20
(6) 道路附属物位置情報提供アプリ（マシンガイダンス）の活用	21
(7) 除排雪業務の効率化	21
(8) ICT 技術（GPS、GIS 等）を活用した管理システムの試験導入	21
(9) 恒久的な雪処理施設による雪対策	21
(10) 流・融雪溝の整備推進	21
(11) 住民の自主的排雪への協力（浪岡地区）	21
(12) 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪体制の強化	21
(13) 河川・水路等の水害防止対策（青森地区）	22
(14) 「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守	23
6 資料編	25

1 目的

青森市は、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

本市では、市民の雪対策への関心が高く、地域住民の雪対策に対するニーズの拡大、意識の高揚等により、克雪、利雪、親雪など雪に対する総合的な施策が求められている。

なかでも、克雪対策の推進は、市政の重要課題であることから、これまでも積極的な施策を展開してきたところである。

さらに「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を踏まえ、冬期間の道路交通の確保や、快適な市民生活の支障となるような行為を未然に防止し、市民一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに支えあいながら雪処理に努め、誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進している。

除排雪事業実施計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第 2 条第 3 項に定める事業計画として策定するものであり、冬期間における都市機能の維持及び道路交通の確保と市民生活の安定を目指して、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携、協議しながら、効果的・効率的な除排雪作業を実施するための基本方針として定めるものである。

2 除排雪実施体制

(1) 除排雪の実施期間

除排雪の実施期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。なお、除排雪実施期間前後であっても、降・積雪状況により除排雪を実施するものとする。

(2) 除排雪の実施体制及び組織

- ① 除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、市長を本部長とした除排雪対策本部を設ける。(資料 1)
- ② 青森地区に都市整備部長を長とする支部を、浪岡地区に浪岡振興部長を長とする支部を置く。
- ③ 短期間の集中した降雪や急激な気温上昇等による路面状況の悪化が見込まれる場合は、青森地方气象台等における観測値や、市内の道路状況を総合的に勘案し、庁内体制の強化および市民への早期周知・注意喚起を行うため、集中降雪等警戒体制に移行する。

なお、集中降雪等警戒体制への移行は、支部単位で実施できるものとする。

<集中降雪等警戒体制移行基準>

【数値基準】

- ▷ 市内の観測地点（青森地区：花園、浪岡地区：浪岡）における 72 時間降雪量が 55 cm 以上 または 24 時間降雪量が 25cm 以上であること。

【生活影響基準】

- ▷ 市内主要道路での交通障害や物流の遅延が顕著に発生していること。
- ▷ 児童・生徒の通学困難など教育環境に大きな影響が発生していること。
- ▷ 降雨（暖気）により路面や生活道路がシャーベット化（ジャケ）し、交通障害・歩行困難が顕著であること。

<集中降雪等警戒体制解除基準>

工区・路線の除雪作業が一巡していることを前提とし、

【数値基準】

- ▷ 市内の観測地点（青森地区：花園、浪岡地区：浪岡）における 24 時間降雪量が 10 cm 以下であること 及び 72 時間降雪量が横ばいまたは減少傾向であること。

【生活影響基準】

- ▷ 市内主要道路の交通が正常化していること。
- ▷ 児童・生徒の通学困難が解消されていること

- ④ 断続的な降雪による積雪深の増加が見込まれる場合は、青森地方气象台等における観測値や、市民生活への影響を総合的に勘案し、庁内体制の強化および市民への早期周知・注意喚起を行うため、雪害対応体制に移行する。

なお、雪害対応体制への移行は、市全域一体で実施するものとする。

<雪害対応体制移行基準>

【数値基準】

- ▷ 市内の観測地点（青森地区：花園、浪岡地区：浪岡）における積雪深が 100cm を超えた場合もしくは超えることが見込まれる場合

【生活影響基準】

- ▷ 高齢者世帯等において日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがある場合

<雪害対応体制解除基準>

【生活影響基準】

- ▷ 市内の観測地点（青森地区：花園、浪岡地区：浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがない場合

- ⑤ 地域の降・積雪状況に応じた除排雪作業を実施するため、青森地方气象台が設置する観測地点 2 箇所（花園、大谷）及び青森県が設置する観測地点 3 箇所（横内、内真部、浪岡）の積雪情報を活用するほか、市独自の積雪観測点を青森地区に 3 箇所（新城地区、高田地区、戸山地区）、浪岡地区に 2 箇所（大沢迦地区、細野地区）設置し、市内の積雪状況を適切に把握できる体制を構築する。
- ⑥ 除排雪作業実施状況を踏まえ、工区割の見直しとともに委託する除排雪事業者の見直しを行い、まとまった降雪により除排雪作業が重なった場合においても、より機動力の高い除排雪実施体制とする。

（３）災害時の体制及び組織

- ① 市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合には、直ちに市の組織全体で対応するため、豪雪災害対策本部を設置し、国・県・自衛隊等の外部応援体制や災害救助法・激甚災害指定などの法制度を活用し、市全庁的に災害対応を行う。（資料 2）
- ② 豪雪災害対策本部は、市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合に解除する。

(4) 除排雪の区分

除排雪の対象地域は市全域とし、青森地区は、幹線・補助幹線・郊外幹線・全面委託工区・指定委託工区、浪岡地区は、浪岡地区路線に区分し、それぞれの区分の出動基準や除雪方法に応じて除排雪を実施する。

【青森地区】

① 幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線で、原則、除雪と排雪を分けて実施する。
② 補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線で、原則、除雪と排雪を分けて実施する。
③ 郊外幹線	郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）で、除雪と排雪を分けて実施する。
④ 全面委託工区	住宅密集地の生活道路で、原則、除雪と排雪を一体で実施する。
⑤ 指定委託工区	郊外地域の生活道路で、除雪と排雪を分けて実施する。

【浪岡地区】

⑥ 浪岡地区路線	浪岡地区の主要道路及び生活道路で、直営及び業者委託により除雪と排雪を分けて実施する。
----------	--

(5) 総務班の設置

除排雪対策本部による道路除排雪作業をはじめとした冬期間における市民生活の安定を図るための各種取組を総括し、庁内及び関係機関等との円滑な連絡調整を実施するため、除排雪対策本部に総務班を設置する。

(6) 監理班の設置

降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部に監理班を設置する。

青森地区においては、東・西側の海岸線沿いの地域、南側の山沿いの地域でそれぞれ天候が異なり、降雪・積雪状況や吹き溜まり等により道路状況が局地的に変化することから、地域ごとにパトロールを編成し、委託事業者との綿密な連携・調整を行うことにより、地域の状況に沿った除排雪作業を実施するほか、町会等と地域情報等の共有を図る。

また、夜間の作業に向けた準備体制の迅速化や具体的な指示を行うなど委託事業者との連携を図るため、除排雪対策本部からの出動指令は監理班から各委託事業者へ直接伝達する。

浪岡地区においては、地形的に標高差があり、東西南北では降雪量や気象条件が大きく異なることから画一的な除雪を行うことができず、地域的に路面状況の把握と機種選定の対応が求められるため、浪岡地区を22ブロックに区分して地域的に有効かつ効率的な除雪を行う。

【監理班一覧】

班名	地域等
東部(1)パトロール班	東部(1)地区
東部(2)パトロール班	東部(2)地区
中部(1)パトロール班	中部(1)地区
中部(2)パトロール班	中部(2)地区
西部(1)パトロール班	西部(1)地区
西部(2)パトロール班	西部(2)地区
南部(1)パトロール班	南部(1)地区
南部(2)パトロール班	南部(2)地区
歩道・狹隘パトロール班	歩道・狹隘担当
要望・緊急(1)パトロール班	要望、緊急対応等
要望・緊急(2)パトロール班	要望、緊急対応等
浪岡地区除排雪班(1)、(2)	浪岡地区
河川パトロール班	市内の河川等（公園河川課）

※資料 4 パトロール班担当区域図（青森地区）

（７）「雪に関する市民相談窓口」の設置

除排雪事業をはじめとする雪処理全般に関する市民からの要望・問合せ等に迅速かつ的確に対応するため、「雪に関する市民相談窓口」を設置し、青森地区においては先行的に民間のコールセンターを活用する。コールセンターでは、降雪状況に応じた電話回線の増設、オペレーターの増員など、相談件数にあわせた弾力的な受付体制の運営を図る。

また、市民が 24 時間除排雪事業等に関する相談を送信できる、専用のアプリケーションを利用した相談受付システム「まちレポあおもり」の利用促進・受付体制の強化を図るとともに、冬期における積雪状況が判断しやすい投稿写真の撮影方法について周知を図る。

＜雪に関する市民相談窓口＞

雪に関する市民サービスの向上を図るため、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受付する。

▷ 開設時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分まで（積雪状況により変更あり）

▷ 受付方法 電話、窓口、FAX、E-mail、まちレポあおもり

※令和 6 年度の実績 相談件数 18,972 件（青森地区 17,797 件、浪岡地区 1,175 件）

＜まちレポあおもり＞

専用のアプリケーションである「FixMyStreetJapan（フィックスマイストリートジャパン）」を利用し、スマートフォン、タブレット及びパソコンから、位置情報や現場写真付きの相談を受付しており、相談内容は誰でも閲覧が可能。

※令和 6 年度の実績（雪に関する相談）相談件数 3,713 件（青森地区 3,663 件、浪岡地区 50 件）

（８）緊急屋根雪下ろし事業

豪雪災害対策本部設置以降、豪雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、資力・労力がなく自ら屋根雪を処理できない世帯を対象に、市が緊急的に屋根雪下ろしを実施する。（災害救助法に基づく「障害物の除去」に準じて運用）

(9) 青森市災害ボランティアセンターの設置

豪雪災害対策本部設置以降、本部長が必要と認める場合には、青森市災害ボランティアセンター（運営主体：青森市社会福祉協議会）を設置し、ボランティアの派遣を実施する。

(10) 高齢者世帯等除雪支援隊の設置

豪雪災害対策本部が設置されたときは、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊を編成し、65歳以上の高齢者世帯等の世帯を対象に、当該年度の住民税非課税世帯等の要件を満たした場合、降雪、積雪による居住する家屋の倒壊や破損、落雪、閉じ込め等を現地調査し、実施可能な範囲で屋根の雪庇落とし及び間口除雪を緊急的に行う。

(11) 除排雪事業者間における連携による除排雪

除排雪事業者による除排雪作業の実施に当たっては、ブロック体制により、ブロック内で除排雪状況等を共有することで、除排雪作業の計画的な実施及び除排雪作業の効率化に努めるとともに（資料5）、除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、周辺工区等の受託事業者が作業を実施するなどにより、周辺地域内における作業の進捗のばらつきの解消を図る。それでもなお、作業の遅れが生じると認められる場合には、東青除排雪協会や浪岡除雪災害防止対策協議会（以下「協会等」という。）に加入している事業者等と連携を強化し、除排雪作業に遅れが生じた工区の応援除雪の体制を整える。

また、建設工事の総合評価落札方式を適用する一般競争入札において、市と協会等との間で締結された「連携除排雪に関する協定」に基づく連携事業者には、連携除排雪協定に関する評価項目で配点するほか、実際の除排雪の支援を行った事業者には、除雪業務の実績に関する評価項目の配点に加点し、除排雪の支援を受けた事業者は配点から減点する。ただし、除排雪対策本部が集中降雪等警戒体制に移行した際、市内における降雪状況等を勘案し、市が認める場合はこの限りではない。

なお、除排雪の支援に当たっては、雪の状況等を考慮し、事業者と協議したうえで作業期間を設定し、その期間で作業が完了しなかった場合に支援の要否を判断する。

(12) 除排雪業務評価制度（青森地区）

各委託事業者が除排雪作業に関する課題・問題点を認識し、除排雪作業水準の均一化及び技術力の向上を図るため、除排雪業務評価制度を実施する。

評価結果については、各委託事業者に通知し、必要に応じて指導を行うなど除排雪作業の改善・向上に活用するものとする。なお、評価結果が不可の事業者に対しては、累計降雪量による増額を行わないものとする。

(13) 除排雪功労者表彰制度

除排雪業務従事者の意欲向上を図るとともに、除排雪作業の社会的評価を高め、一層の除排雪作業の向上を目的に、除排雪功労者表彰制度を実施する。表彰者は下記の基準により決定する。

【基準】

- ① 除排雪技術の向上及び継承、人材育成への取り組みに協力した事業者等
- ② 除排雪業務に20年以上従事し、他の者の模範となる個人
- ③ 除排雪業務や関連する事業等において特に優れた功績を果たした事業者等

(14) 除雪オペレーター担い手育成支援（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）

安定した除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターを育成し、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、青森圏域の市町村が委託する道路除排雪事業者及び下請承認を受けた事業者、雇用されている者、もしくは雇用される見込みである者、または、青森圏域の市町村が実施する道路除排雪作業に従事する予定の会計年度任用職員等に対し、除排雪作業従事に必要な下記講習の受講料及び教材費について 2 分の 1（1 人当たり上限 2 万円、1 社当たり 5 人を上限）を補助する。

- ▷ 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育
- ▷ 労働安全衛生法別表第 18 第 31 号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ▷ 一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習

(15) 計画の公表及び広報・啓発活動等

除排雪事業実施計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記の方法等により公表するとともに、事業者の取組や雪処理マナー等についての広報・啓発活動等を行う。

- ① 町会連合会及び各町会等への計画説明及び情報交換
- ② ホームページ及び広報あおりへの掲載
- ③ 公共施設等への計画の配置
- ④ チラシの配布

(16) 除排雪調整会議の開催

本市の除排雪実施方針の説明及び高齢者世帯や町(内)会の空き地等の地域情報を町(内)会・事業者・市の 3 者で共有するとともに、地域の実情に沿った除排雪の実施に向け、除排雪調整会議を各地区町(内)会で開催する。

(17) 国・県・市の連携による取組の実施

国・県・市の道路管理者による除排雪連絡調整会議を活用し、市内全域の効率的な除排雪の実施に努めるとともに、国道・県道と市道の接続交差点における除排雪範囲の拡大、除雪機械の一時的な貸与をはじめとするスクラム除雪の実施・拡充や、雪捨て場の追加確保などについて検討を行う。

また、ダンプトラック等を有効活用するため、国・県と密に連携を取りながら除排雪作業日程の調整を図る。

(18) 除排雪作業の効率化

市所有の除排雪機械（小型ロータリ）について、歩道除雪作業のみならず拡幅除雪作業にも活用するなど効果的な運用による機動力向上を図るとともに、当該機械による除排雪作業を必要とする事業者に弾力的に貸与することにより、作業効率の向上を図る。

(19) 雪捨て場の確保と効率的な運用

豪雪時においても効率的な排雪作業が実施できるよう、新たな雪捨て場の確保に努めるとともに、既存の雪捨て場も含めた効率的な運用に努める。

また、国・県とも連携しながら、各々が確保している雪捨て場の効率的な運用についても検証する。

(20) 冬期間における通学路の安全確保

「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、以下の取組を実施する。

- ① 青森市通学路交通安全推進会議における協議を踏まえ「除雪計画一覧」を作成し、国・県・市の関係機関や各学校と除排雪スケジュールを共有しながら、計画的に通学路の除排雪を実施する。
- ② 「除雪計画一覧」のうち、降雪の状況により除排雪の対策が緊急に必要となった箇所については、各学校が教育委員会及び道路管理者に対して除雪要望緊急連絡票を提出し、国・県・市の各道路管理者が除排雪を実施する。
- ③ 前年度実績を反映した「除雪計画一覧」を基に、除排雪作業の完了までに時間を要した箇所や、新規に対応が必要となった箇所について、除雪要望緊急連絡票が提出された際には、教育委員会と道路管理者とで現場写真等を用いて情報を共有し、協議することで速やかな除排雪作業につなげ、冬期間における通学路の安全確保を図る。

3 除排雪作業の実施方法等

除排雪対策本部は、降・積雪の状況を把握し、除排雪委託事業者との綿密な連携、調整を図りながら、効率的に除雪及び排雪作業を実施する。

除排雪委託事業者は「資料 11」のとおりであり、除排雪作業は除排雪作業委託仕様書及び除排雪作業安全管理マニュアルに基づき実施する。

なお、除排雪対策本部による出動指令発出後、除排雪委託事業者は遅滞なく作業を開始しなければならない。

(1) 除雪時間

除雪路線のうちバス路線等の主要路線については、原則として午前 6 時、その他の路線及び工区については、午前 7 時まで完了するものとする。

ただし、道路交通機能の低下による市民生活に支障が生じた場合においては、上記以外の時間に作業を行うことができるものとする。

(2) 排雪時間

排雪時間は、原則として、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとする。

ただし、道路交通機能の低下による市民生活に支障が生じた場合においては、上記以外の時間に作業を行うことができるものとする。

浪岡地区は、日中排雪を原則とするが、商店街等の日中排雪が困難な地域については、事前に関係機関と十分調整した上で夜間作業を実施するものとする。

(3) 除排雪の実施基準等

【青森地区】

- ① 除雪作業は、常に気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析をし、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、幹線路線においては降雪がおおむね 10cm 以上、その他の路線及び工区はおおむね 15cm 以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に実施する。
- ② 排雪作業は、気象情報及び道路状況等を十分把握しながら、「青森市雪対策基本計画」で定めた除雪水準を維持するため、必要に応じて実施する。
- ③ 集中降雪等警戒体制への移行時をはじめとする、急激な路面状況の悪化による道路交通機能の大幅な低下が想定される場合には、上記の除雪水準によらない緊急除雪（二段階除雪）を実施し、早期の道路交通機能の回復を図るものとする。
- ④ 冬期間における学校・市民センター等の防災活動拠点施設や避難所周辺の道路交通を確保し、有事の際、市民が安全で速やかに避難できるよう努める。
- ⑤ 夜間からの大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて夜間に出動指示を行うものとする。
- ⑥ 主要路線（バス路線等）の交差点部分の雪処理については、道路状況等に応じて、各道路管理者との協議により、適切な処理を行う。
- ⑦ 除排雪を円滑、かつ、適切に実施するため、国・県・市の連携はもとより、委託事業者との綿密な調整を図るとともに、市民・事業者との協力体制の強化や役割分担の明確化により、官民一体の雪対策の推進に努める。

<参考>青森市雪対策基本計画による除雪水準

道路分類	目安となる要素	除雪水準
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線	除雪幅は、車線数（※1）を確保できる幅員とする。 （交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。）
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線	//
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）	//
生活道路	道路幅員6.5m以上	小型自動車（※2）同士のすれ違いを可能にする。
	道路幅員6.5m未満	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

（※1）車線数は、原則、2車線以上とする。

（※2）小型自動車とは、道路運送車両法上の小型自動車を指す（一般的には普通車）。

<参考>緊急除雪における作業水準

道路分類	目安となる要素	作業水準（※3）
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線	普通自動車（※4）同士のすれ違いを可能にする。
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線	普通自動車同士のすれ違いを可能にすることを原則とする。 （現地の状況に応じて小型自動車等（※5）同士のすれ違いが可能な幅員を確保するとともに、必要に応じて普通自動車同士のすれ違いのための待避所を設ける。）
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）	//
生活道路	道路幅員6.5m以上	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保するとともに、必要に応じて車両同士のすれ違いのための待避所を設ける。
	道路幅員6.5m未満	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

（※3）主要な幹線やバス路線を優先し、順次道路交通機能の回復を図る。

（※4）普通自動車とは、道路運送車両法上の普通自動車を指す（一般的には大型車）。

（※5）小型自動車等とは、道路構造令上の小型自動車等を指す（一般的には3ナンバーの乗用車）。

【浪岡地区】

- ① 早朝除雪は、職員の除雪パトロールに加え、気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析をし、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、降雪量がおおむねおおむね 5～10cm 以上に達したと判断された場合、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に出動指示を行う。
また、路線によっては、5～10cm 以下であっても、地吹雪または路面の融雪状態（シャーベット状）により交通に支障を及ぼすことがある場合は、その都度出動指示を行う。
昼夜を問わず大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて出動指示を行うものとする。
- ② 除雪路線は、冬期間の安定した自動車通行を可能とするため機械による除雪を主体として行い、通行量、その他必要性に応じて決定するものとする。
重要な生活路線については、2 車線以上の幅員確保を原則とし、その他の路線についても常時交通の確保に努める。
- ③ 排雪作業は、道路幅員の状況を考慮し、雪の堆積が交通の支障となった場合実施する。日中排雪を原則とするが、商店街のように日中の排雪が困難な地域については、夜間に行うものとする。
(狭隘路線については、状況を見極めながら実施する。)
(実施方法)
直営：除雪作業後の道路拡幅及び交差点部等の排雪
委託：除雪路線及び狭隘路線の排雪
- ④ 集中降雪等警戒体制への移行時をはじめとする、急激な路面状況の悪化による道路交通機能の大幅な低下が想定される場合には、早期の道路交通機能の回復を図るものとする。
- ⑤ 路上または路側の堆雪が交通の障害となる場合や、道路幅員の確保が困難となった場合、当該箇所を他に運搬、除去する運搬除雪を行う。排雪作業中は、事故の発生に特に留意するものとし、立て看板等で作業中であることを明記し、前後進時及び交差点部への交通整理員の配置のほか、必要に応じて宅地等への出入りを監視する交通整理員も配置する。

（４）除排雪作業の安全管理

① 講習会の実施（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）

豪雪災害時においても、青森圏域の連携市町村が市民生活の維持及び道路交通の確保ができるよう、連携して除排雪作業ができる体制の構築を目指し、連携市町村の除排雪力の向上に資する取組として、青森圏域の除排雪を担う者を対象に、運転技術や安全意識の向上を目的とした除排雪オペレーター講習会を開催する。

② 安全管理の徹底

安全管理については、除排雪作業安全管理マニュアルに基づく業務体制を構築し、安全な除排雪作業を徹底する。

(5) 歩道及び狭隘路線の除排雪

【青森地区】

① 歩道幅員 2.5m 以上の除排雪

幅員 2.5m 以上の歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、市街地の歩道でバス路線及び住宅地で歩行者が多い地域を重点的に実施する。

② 歩道幅員 2.5m 未満の除排雪

幅員 2.5m 未満の歩道の除排雪については、ハンドガイド式小型除雪機又は人力で実施する。なお、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩道の確保に努める。

③ 機械除雪が困難な箇所の除雪

機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施する。

④ 学校周辺の雪盛り等の解消

学校等から通学路に関する詳細な情報を入手し、通学路において歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。

⑤ パートナースhipによる除雪

PTA などによる小学校除雪協力会や町会等に対し、ハンドガイド式小型除雪機を貸与することにより、住民とのパートナースhipによる歩道等の除雪を促進する。

⑥ 冬期バリアフリーの推進

「第2期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、青森駅周辺を含めた中心市街地や新青森駅周辺及び中心市街地へ至る主要な経路においては、重点的な除雪の実施により歩行者空間の確保に努め、安全に移動できるようなネットワーク化を図る。それ以外においては、学校、公共施設等の拠点施設周辺の除雪強化により歩行者空間の確保に努める。

⑦ 狭隘路線の除排雪

積雪及び道路状況等の実状に応じ、車道幅員 2.5m から 3.0m の狭隘路線の除排雪を小型の除雪車等により実施する。

【浪岡地区】

歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、歩行者空間を確保するものとする。また、機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施し、歩行者空間の連続性を確保する。通学路については、迅速な情報の収集により、歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。通常除排雪が行われない狭小路線については、積雪及び道路状況等の実情に応じ、小型除雪車により排雪作業を実施する。

<参考>青森地区登録除排雪車両台数（※令和6年度実績）

区分	使用車両						
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計
事業者 調達分	775 (664)	1,313 (1,154)	32 (29)	61 (57)	153 (139)	47 (47)	2,381 (2,090)
市貸出分	—	—	5	14	—	—	19
合 計	775 (664)	1,313 (1,154)	37 (34)	75 (71)	153 (139)	47 (47)	2,399 (2,108)

※1 その他とは、ブルドーザー・バックホー・散布車をいう。

※2 （ ）内は実台数

<参考>浪岡地区登録除排雪車両台数（※令和6年度実績）

区分	使用車両						
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計
事業者 調達分	20	90	3	—	71	8	191
市貸出分	—	—	1	2	2	1	6
浪岡 直営分	—	—	—	3	—	—	3
合 計	20	90	4	5	73	9	200

※1 その他とは、ブルドーザー・バックホー・散布車をいう。

4 パートナースhipによる除排雪・雪処理支援制度等

(1) 地域コミュニティ除排雪制度

【問合せ先 道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

各町（内）会、委託事業者、市の三者があらかじめ特定の地域の除排雪の実施方法について協議し、締結した協定に基づき、その地域の特性に応じた効率的で効果的な除排雪作業を実施する。

- 想定される協定項目：排雪タイミング、日中作業、雪盛り箇所の指定、寄せ雪基準、雪弱者対策、違法駐車、雪出し対策、歩道確保、住民による作業確認の実施等。
- 利用可能団体：町(内)会、まちづくり協議会、自治会等（商店街や地域の雪対策を行うために組織された団体なども対象）
- 期待される効果
 - ・利用団体：地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪作業が可能
 - ・委託事業者：利用団体との連携で違法駐車や雪出しの防止により作業効率が向上
 - ・市：地域住民の除排雪に対する理解・満足度が向上

※令和6年度の実績 14 団体

(2) 安全対策の普及啓発

【問合せ先 道路維持課】

地域における除排雪作業の担い手確保・育成及び除排雪作業時等の死傷事故を防止するための安全対策の普及活動に向けた以下の取組を実施する。

- ① 除雪ボランティアの活動支援として、スコップ・安全帯・ヘルメット等の除雪用具の貸出しを実施
- ② 除排雪作業時の事故防止に向けたパンフレットの配布
- ③ 雪下ろし等事業者の公開

<参考> 青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援

【問合せ先 福祉政策課、青森市社会福祉協議会、道路維持課】

雪対策支援や高齢者支援などの地域のボランティア活動の推進及びボランティア活動を行う人材の育成・確保を目的として創設した青森市ボランティアポイント制度をきっかけに、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民が担い手となることが期待されるとともに、地域の自主的な除排雪活動を支援する。

○活動者の登録要件

満 18 歳以上で市内に居住又は通勤若しくは通学している方（高校生を除く。）

○制度概要

1 時間の活動につき、1 ポイント（100 円相当）で 1 日 2 ポイントを上限にポイントを付与。
貯まったポイントは 50 ポイントを上限に商品券や交通ポイント引換券と交換できる。

○対象事業（雪対策支援）

(6)、(8)、(10)、(11) の各事業及び町会、地区社会福祉協議会が自主的に行う歩行者空間確保のための雪処理活動

※令和6年度の実績（雪対策支援） 延活動者数 379 人 活動ポイント 11,971 ポイント

(3) 青森市融雪施設設置支援制度

【問合せ先 建築指導課】

融雪機（槽）やロードヒーティングの設置資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。（通年受付）

○ 貸付金額：10 万円以上 300 万円以内。

○ 貸付利子：返済期間が 5 年以内の場合は無利子、5 年を超え 10 年以内の場合は低利子。

※令和 6 年度の実績 10 件

(4) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度

【問合せ先 建築指導課】

既存の屋根を無落雪に改良する場合や、屋根に融雪施設を設置する場合の資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。（通年受付）

○ 貸付金額：10 万円以上 400 万円以内。

○ 貸付利子：返済期間が 5 年以内の場合は無利子、5 年を超え 10 年以内の場合は低利子。

※令和 6 年度の実績 0 件

(5) 屋根の雪下ろし費用の助成事業

【問合せ先 福祉政策課】

自力で屋根の雪下ろしを行うことが困難な 65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）、愛護手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方のみの世帯、母子世帯（子は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）、または市長が特に必要と認める世帯のうち、次の対象要件全てに該当する世帯が、事業者等に屋根の雪下ろしを依頼した際に、市がその費用の一部を助成する。（年齢は令和 8 年 3 月 31 日現在）

○ 対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住

・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の住民税非課税（※）

・生活保護世帯でないこと

※ 雪害対応体制移行時には住民税が課税されている世帯も対象に加える。

○ 助成額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
除排雪対策本部 （雪害対応体制）移行前	屋根の雪下ろし費用の 1/2 （上限額 25,000 円）	—
除排雪対策本部 （雪害対応体制）移行後	屋根の雪下ろし費用の 1/2 （上限額 50,000 円）	屋根の雪下ろし費用の 1/4 （上限額 25,000 円）

※令和 6 年度の実績 514 件

（６）在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業（青森地区）

【問合せ先 青森市社会福祉協議会】

【福祉の雪対策事業】

自力で除雪することが困難な 75 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）の交付を受けている方のみの世帯、要介護 3 から 5 の認定を受けた方のみの世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる間口（自宅の玄関から公道までの通路）除雪支援を実施する。

- 対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住
- ・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の住民税非課税
- ・居住している町会及び隣接している町会に 3 親等以内の親族が居住していないこと

※令和 6 年度の実績 登録件数 298 世帯 延実施回数 12,344 回

【屋根の雪下ろし奉仕活動】

積雪が 1m を超えた場合、自力で除雪することが困難な 65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）の交付を受けている方のみの世帯、子どもが 18 歳未満の母子世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる屋根の雪下ろしを実施する。

- 対象要件：・市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していること
- ・低所得であること ・生活保護世帯でないこと
- ・敷地内又は近隣に雪捨て場が確保できること
- ・市内に親族が居住していないこと

※令和 6 年度の実績 9 件

（７）高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区）

【問合せ先 浪岡振興部健康福祉課】

浪岡地区に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯で、住民税非課税世帯で市税に滞納がなく、除雪を援助する親族が浪岡地区に住んでいないなどの理由により、独力で除雪することが困難な高齢者世帯を対象に、自宅の玄関から公道までの通路を、歩きやすいように除雪を実施。（自己負担 1 時間あたり 200 円）

※令和 6 年度の実績 登録件数 29 世帯 延実施回数 721 回

（８）ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動

【問合せ先 青森市社会福祉協議会】

中・高等学校生徒などによる冬期間の地域貢献活動としてひとり暮らし高齢者世帯の「除雪奉仕活動」を実施する。

令和 6 年度の実績 9 件

（９）高齢者世帯等への寄せ雪軽減

【問合せ先 道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

高齢者や障がい者のみの世帯など、自力での雪処理が困難な世帯を対象に、除排雪作業によって生じる間口への寄せ雪が少なくなるよう努める。また、町（内）会や委託事業者、民生委員等と情報の共有を図り、対象となる世帯の把握に努める。

※令和 6 年度の実績 486 世帯（青森地区 291 世帯、浪岡地区 195 世帯）

(10) 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業

【問合せ先 学務課】

冬期間、児童の安全な通学を確保するため、PTA などによる小学校除雪協力会に対し、ハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施校	実施年	番号	実施校	実施年
1	荒川小学校	平成11年度	20	三内小学校	平成14年度
2	横内小学校	平成11年度	21	北小学校（旧奥内小学校）	平成14年度
3	小柳小学校	平成11年度	22	浜田小学校	平成14年度
4	新城中央小学校	平成11年度	23	泉川小学校	平成14年度
5	堤小学校	平成12年度	24	幸畑小学校	平成14年度
6	菟町小学校	平成12年度	25	長島小学校	平成15年度
7	千刈小学校	平成12年度	26	筒井小学校	平成15年度
8	原別小学校	平成12年度	27	合浦小学校	平成17年度
9	野内小学校	平成12年度	28	橋本小学校	平成17年度
10	浪打小学校	平成13年度	29	高田小学校	平成18年度
11	佃小学校	平成13年度	30	浦町小学校	平成24年度
12	甲田小学校	平成13年度	31	浜館小学校	平成24年度
13	金沢小学校	平成13年度	32	大野小学校	平成25年度
14	東陽小学校	平成13年度	33	篠田小学校	平成26年度
15	新城小学校	平成13年度	34	浪岡野沢小学校	平成26年度
16	戸山西小学校	平成13年度	35	油川小学校	平成28年度
17	三内西小学校	平成13年度	36	浪館小学校	令和元年度
18	古川小学校	平成14年度	37	本郷小学校	令和2年度
19	沖館小学校	平成14年度			

(11) 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業

【問合せ先 道路維持課】

住民協力による、安全で快適な歩行者空間を確保するため、町会等にハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施団体	備考	番号	実施団体	備考
1	戸崎町会		31	野内地域除雪協力隊	
2	新城大坂町会		32	幸畑スノーチーム	
3	東片岡町会		33	みどりヶ丘町会	
4	赤坂町会		34	青森総合卸センター	
5	新井田町会		35	幸畑団地西町会	
6	仲町町内会		36	幸畑団地地区まちづくり協議会	
7	堤小学区除雪協力隊		37	県営唐橋町会	
8	緑・青葉町会		38	雲谷町会	
9	稲本第三町会		39	三内団地自治会	
10	浪館通り商店会		40	松森団地町会	
11	西奥野町会		41	新城下町町会	
12	小柳町会		42	浜田ニュータウン町会	
13	油川寺町町会		43	ニコニコ通り商店会	
14	大矢沢町会		44	古川グルメ商店街	
15	褒懸団地町会		45	三内中学校区学校運営協議会	
16	浪打小 PTA 有志除雪隊		46	青森市立東中学校 PTA 除雪チーム	
17	自由ヶ丘町会		47	造道小学校 PTA	
18	浜館町会		48	浪岡中学校 PTA	
19	南桜川団地町会		49	新城中央小学校 PTA 除雪協力隊	
20	幸畑団地里見町会		50	しらかば町会	
21	蛸ヶ丘町会		51	沖館中学校 PTA	
22	市営住宅戸山団地町会		52	油川地区学校運営協議会	
23	岡造道町会		53	浪岡北小学校 PTA	
24	浅虫町会		54	蛸沢町会	
25	桜川団地町会		55	石江江渡中町会	
26	油川コミュニティ協議会		56	青森市立南中学校父母と教師の会	
27	栄町町内会		57	原別小学校運営協議会	
28	駒込町会		58	浪打中学校 PTA	
29	太陽台町会		59	筒井南小学校除雪協力隊	
30	幸畑ひばりヶ丘町会		60	新城中学校 PTA 除雪ボランティア	

5 その他の雪対策

(1) 凍結防止剤散布によるスリップ防止対策

冬期間の交通機能の低下や路面凍結によるスリップ等を防止するため、橋梁・踏切・急勾配地区や市街地交差点部等に凍結防止剤を散布する。

(2) 防雪柵の設置

道路の吹き溜まり等を防止し、路面の良好な状態を維持するため、地区の状況を実態調査しながら、市道及び民有地へ固定式又は仮設式の防雪柵を設置する。

番号	設置場所	延長 (m)	設置区分	備考
1	諏訪沢地区	243.5	民有地	仮設式吹溜柵
2	泉野地区	195.5	民有地	仮設式吹溜柵
3	宮田地区	75.5	民有地	仮設式吹溜柵
4	三本木地区	156.0	市有地	固定式吹払柵
5	金浜地区	61.7	民有地	仮設式吹溜柵
6	大別内地区	205.8	民有地	仮設式吹溜柵
7	原別地区	24.0	民有地	仮設式吹溜柵
8	浜館地区 (浪打戸山線)	701.0	市有地	固定式吹払柵
9	高田地区	496.0	市有地	固定式吹払柵
10	荒川地区	812.0	市有地	固定式吹払柵
11	牛館地区	78.9	民有地	仮設式吹溜柵
12	左堰地区	96.0	民有地	仮設式吹溜柵
13	浪岡地区 (稲本7号線)	1,233.0	市有地	固定式吹払柵
14	浪岡地区 (沖嶋田線)	304.0	市有地	固定式吹払柵
15	浪岡地区 (山路1号線)	168.0	市有地	固定式吹払柵
16	浪岡地区 (吉内稲村線)	1,295.0	市有地	固定式吹払柵
17	浪岡地区 (中野線)	494.0	市有地	固定式吹払柵
計17路線		6,639.9		

(3) 雪捨て場の設置

機械除排雪を円滑に行うため、雪捨て場を設置するとともに、青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設や八重田積雪融雪処理槽の積極的な活用を図る。

番号	場所	面積（㎡）	管理	備考
1	油川埠頭	5,100	県	
2	沖館埠頭	1,400	県	
3	堤埠頭	2,400	県	開放時間 20:30～翌6:30
4	後潟	4,000	市	民有地
5	国道4号南（宮田）	9,200	市	
6	野内字浦島	5,400	市	
7	野内小笹北	6,300	市	民有地
8	野内小笹南	4,500	市	民有地
9	矢田前	4,200	市	民有地
10	月見野	22,000	市	
11	戸山	11,000	市	
12	戸山団地北側	6,000	市	
13	戸山団地東側	3,000	市	
14	幸畑谷脇	20,500	市	民有地
15	大矢沢	20,300	市	
16	荒川成瀬	5,100	市	民有地
17	大野	18,200	市	民有地
18	三内	15,600	市	民有地
19	新城福田	6,500	市	民有地
20	新城平岡	7,700	市	民有地
21	平岡8号線北	10,300	市	民有地
22	平岡8号線南	7,500	市	民有地
23	青森競輪場	21,940	市	
24	野木	8,500	市	民有地
25	四ツ石	4,000	市	民有地
26	畜産センター南	11,100	市	民有地
27	鶴ヶ坂	3,800	市	民有地
28	孫内	2,700	市	民有地
29	浪岡地区（野沢地区）	20,000	市	
30	浪岡地区（五郷地区）	6,400	市	
31	浪岡地区（大杉地区）	3,600	市	民有地
32	浪岡地区（五本松地区）	12,000	市	
33	浪岡地区（女鹿沢地区）	7,700	市	
34	浪岡地区（女鹿沢地区）	4,500	市	民有地
35	浪岡地区（大杉地区）	3,700	市	民有地
36	浪岡地区	18,800	市	
—	青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設	—	県	浜町緑地内
—	八重田積雪融雪処理槽	—	市	八重田浄化センター内
計		324,940	公有地172,640㎡ 民有地152,300㎡	

(4) 地域住民の雪捨て場

住民や事業者がダンプトラックで雪を捨てるため、下記の雪捨て場を開放する。

また、浪岡地区においては、機械除排雪のための雪捨て場を地域住民に開放する。

番号	場所	面積 (㎡)	所有	備考
1	油川埠頭	5,100	県	
2	沖館埠頭	1,400	県	4t以上のダンプのみ※注1
3	堤埠頭	2,400	県	開放時間 8:00～16:00
4	八重田浄化センター敷地内	12,000	市	開放時間 8:00～16:00
5	新田浄化センター敷地内	9,000	市	開放時間 8:00～16:00
6	大矢沢	9,400	民有地	開放時間 8:00～16:00
計		39,300		

※注1：ダンプアップ機能を有する等、直接海洋投棄できる場合に限り4トン未満のダンプも搬入

(5) 地域住民の雪寄せ場

公有地及び民有地の活用により、付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場を設置する。

【遊休市有地等の活用】

番号	設置場所	面積 (㎡)	所有	備考
1	沖館福祉館跡地	1,061	市	沖館五丁目13-34
2	ヤード跡地北側	1,782	市	中央三丁目5-4
3	青森市総合福祉センター西南	1,300	市	中央三丁目14-2
4	青森市総合福祉センター南東	3,500	市	浦町字橋本335-12
5	国道7号高架下	1,600	国	富田二丁目地内
6	旧高田支所跡地	505	市	高田字日野237
7	戸山雪捨て場南側	3,376	市	戸山字赤坂地内
8	市営住宅戸山団地西側	3,500	市	蛸沢三丁目17-17
9	浜田小学校南側	3,552	市	浜田字豊田28-14他
10	アピオあおもり西側	1,100	市	中央三丁目12-4他
11	県民福祉プラザ南側	2,500	市	浦町字橋本566-1
12	市営住宅花園団地跡地	1,585	市	花園二丁目529-5
13	市営住宅小柳第一団地跡地	12,800	市	小柳三丁目124-3
計13箇所		38,161		

【公園・学校用地の活用】

付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場として、公園や小・中学校用地の一部（施設に支障のない範囲）を開放する。

【民有地の活用】

住宅密集地に空き地を所有している方が、町(内)会との契約により、地域の雪寄せ場として町会に無償で貸付する場合、固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」の実施により民有地を活用した市民の雪寄せ場の確保を図る。市民雪寄せ場事業については、啓発チラシや

広報等により制度のPRを行い、市民雪寄せ場の確保に努める。

また、市民雪寄せ場の排雪については、状況に応じて適宜実施する。

(6) 道路附属物位置情報提供アプリ（マシンガイダンス）の活用

国立研究開発法人土木研究所が開発した、マンホールや橋梁ジョイント等の道路附属物の位置を除排雪作業オペレーターに音声ガイダンス等で伝えるスマートフォン用の『道路附属物位置情報提供アプリ』を活用し、除排雪作業による道路附属物の損傷軽減とオペレーターの負担軽減を図る。

(7) 除排雪業務の効率化

「青森市除排雪業務総合管理システム」の活用により、市職員による除排雪パトロール結果や除排雪事業に係る予算の執行状況、除排雪事業者に対する出動指令や作業日報等、これまで書類管理していた情報をデータベースにより一元的に管理するほか、市内主要幹線道路3箇所ライブカメラを設置し道路状況をリアルタイムで把握することにより、除排雪業務に関する事務処理の一層の効率化・省力化を推進する。

また、まちレポあおもりを活用した雪に関する相談受付や、本市ホームページにおける幹線道路や生活道路などの除排雪作業状況を公開する。

(8) ICT技術（GPS、GIS等）を活用した管理システムの試験導入

除排雪事業者による除排雪作業効率の向上や、作業終了後の日報管理などの事務処理の負担軽減を図るとともに、市職員による適正で効率的な除排雪作業管理体制の構築を目的として、ICT技術（GPS、GIS等）を活用した管理システムの本格的な運用を目指し、今年度は一部工区・路線における試験導入を実施する。

(9) 恒久的な雪処理施設による雪対策

雪対策の一層の充実を図るため、流雪溝管理組合等との協力の下、既設の流・融雪溝やロードヒーティング等恒久的な雪処理施設の効果的な活用を努める。

(10) 流・融雪溝の整備推進

河川水等を利用した流・融雪溝を計画的に整備し、市民による雪の自主的処理により、冬期間の快適な生活空間を創出する。

令和7年度においては、引き続き佃地区の一部地域で暫定供用するとともに、篠田地区及び北中野地区で供用開始に向けた整備を進める。

(11) 住民の自主的排雪への協力（浪岡地区）

地域住民が一体となって、自主的に協力を申し出、自宅、商店前等の通学路拡幅や歩道の確保に努め、状況により協議が整った場合、計画路線及び計画路線以外の路線においても、除雪機械等による支援を行うものとする。

(12) 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪体制の強化

雪害によるりんご樹の被害を最小限に抑えるため、基幹農道除雪の早期実施や応急除雪対応の体制構築が図れるよう、りんご生産者団体や関係課と協議しながら基幹農道除雪体制の強化に向けた取組を実施する。（資料10）

(13) 河川・水路等の水害防止対策（青森地区）

河川・水路等については、雨量観測情報やパトロールによる河川等の状況調査を実施し、河川・水路への投雪等による水害防止対策に努める。

河川名	延長 (m)	起点	終点
油川水路	800	油川中学校前	国道280号バイパス（羽白字池上）
金浜水路	800	金浜市民館	荒川小学校金浜教室・荒川中学校金浜教室
西滝水路	500	滝内保育園	浪館前田橋
岡部水路	500	国道7号臨港道路交差点	石江神明宮
横手堰	6,000	問屋橋	野沢字横手
大野堰流雪溝	3,900	中央大橋通り（旭町2丁目）	国道環状7号（大野字玉島）
大野前田5号流雪溝	800	中央大橋通り（大野字前田）	市道大野前田5号起点
旭町流雪溝	1,300	マエダストア（旭町店）	大野郵便局
浪館大野流雪溝	2,300	千刈雨水幹線（浪館前田4丁目）	大野堰（大野字山下）
浪館流雪溝	1,200	千刈雨水幹線（千刈4丁目）	千刈雨水幹線（千富児童遊園）
横内11号線流雪溝	400	市道横内11号線起点	国道103号
横内10号線流雪溝	200	市道横内10号線起点	横内児童遊園地
沼川支流	600	沼川（原別2丁目）	2号遊歩道緑地（原別2丁目）
矢作雨水1号	800	河口（八重田1丁目）	国道4号（本泉1丁目）
馬屋尻堰	1,000	国道4号（馬屋尻字小金沢）	青森環状野内線（三本木字川崎）
貴船川	1,800	河口（野内字菊川）	矢田市民館
新町野水路	1,000	あすなろ温泉	青森環状野内線（新町野字薄井）
計	23,900		

(14)「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守

「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」（以下「条例」という。）に定める市、市民、事業者のそれぞれの役割や遵守事項を PR するとともに、市民及び事業者が雪処理するに当たって遵守すべき事項に反し、冬期における道路交通の確保、市民生活の安定に影響を及ぼす事象を引き起こした者で悪質又は注意を促したにもかかわらず、その行為を止めない者に対して、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずることも含め遵守の徹底を図る。

<青森市市民とともに進める雪処理に関する条例>

平成十七年四月一日

条例第四百四十四号

改正 平成二二年 三月条例第一三号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

（市の責務）

第二条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項

二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項

三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項

四 その他雪処理に関し必要な事項

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第三条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（遵守事項等）

第五条 市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。

二 河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。

2 市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。

3 市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等（法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条（第三項を除く。）の規定に違反する行為をいう。）に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

（勧告）

第六条 市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

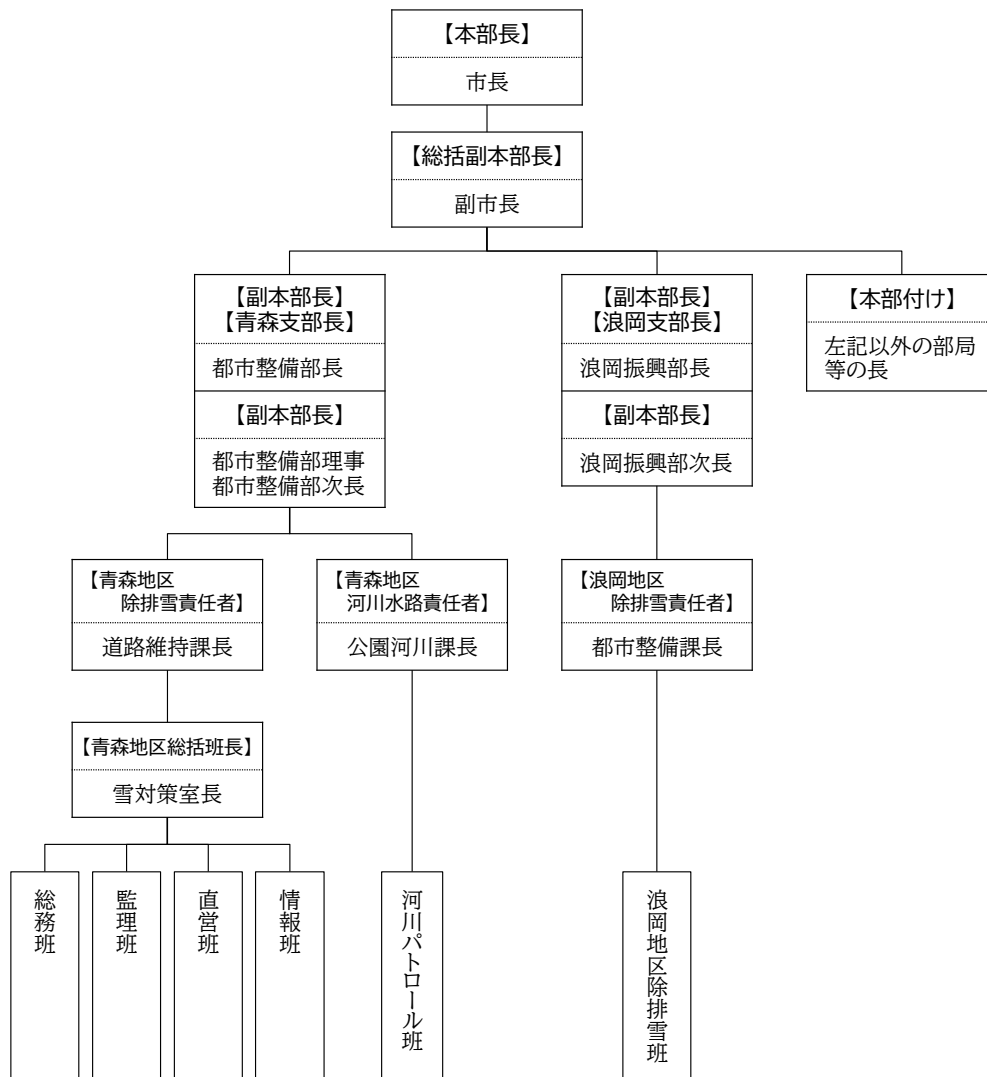
附 則（平成二二年三月条例第一三号）

（施行期日）

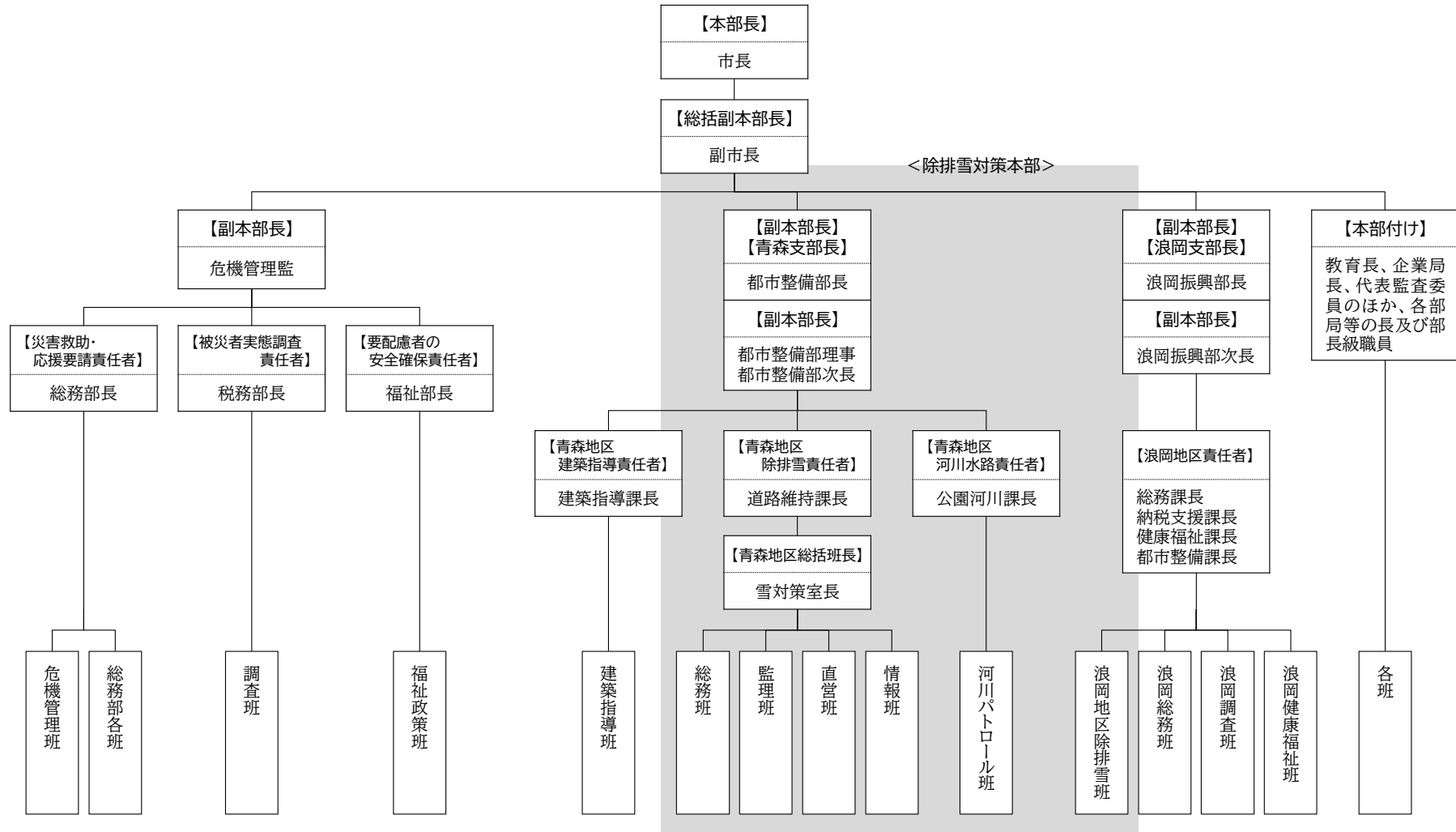
この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。

6 資料編

【資料 1 除排雪対策本部組織図】

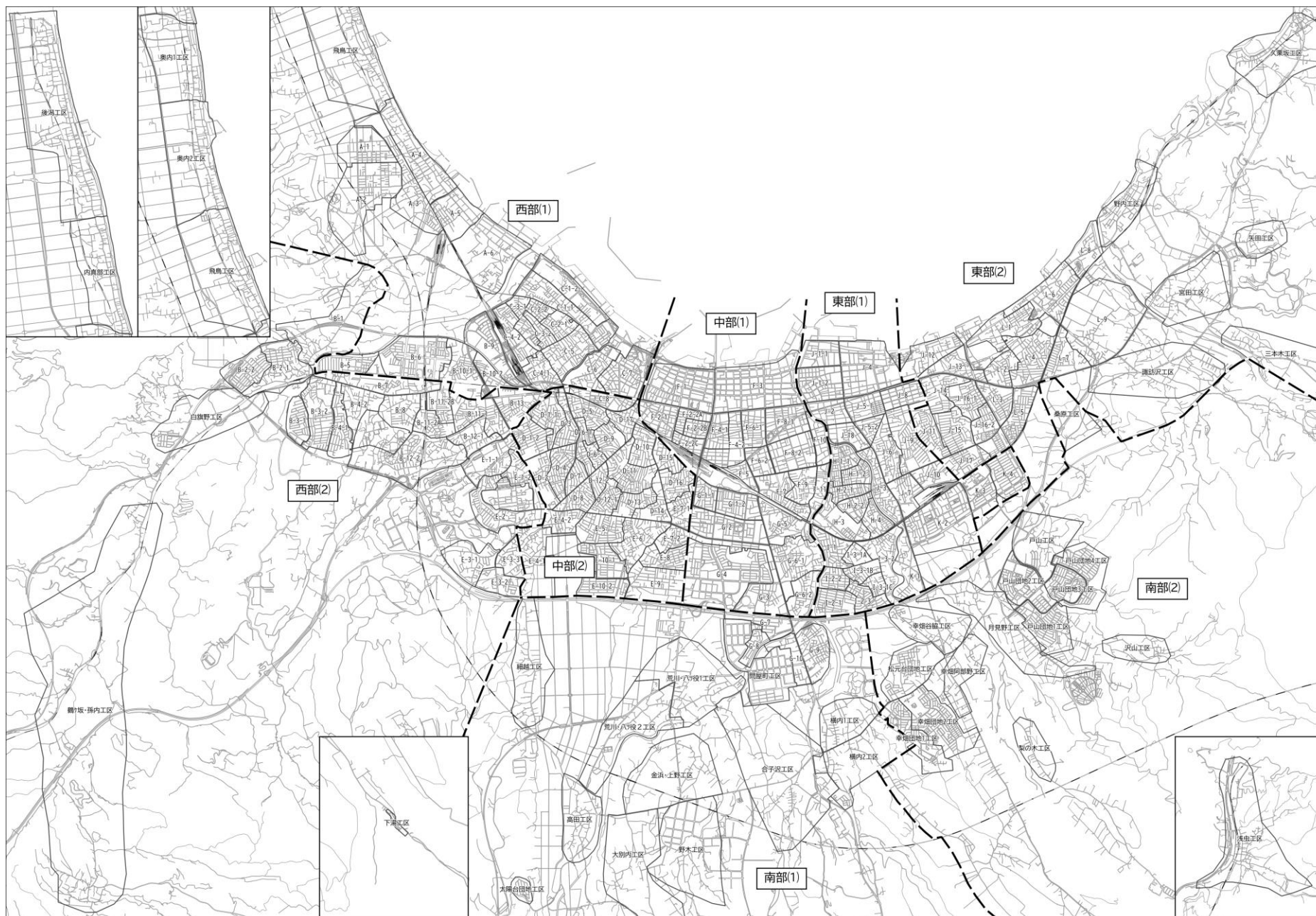


【資料 2 豪雪災害対策本部組織図】



本部体制	除排雪対策本部	豪雪災害対策本部	
事務局	都市整備部道路維持課	総務部危機管理課	
取組	【通常時から実施する取組】 <総務班> ▷ 本部の庶務 ▷ 除排雪全体の総括 <監理班> ▷ 除排雪全体の指令、その他事業者への指示等 ▷ 道路状況の把握、市民からの相談対応 <直営班> ▷ 市有除排雪重機による歩道除雪等の実施 <情報班> ▷ 「雪に関する市民相談窓口」を設置し、市民からの雪に関する要望・相談内容を各所管課等へ伝達 ▷ 道路除排雪の指令状況を本市 HP で公開 ▷ 生活関連注意情報等の提供 <市民生活の安定確保> ▷ 市民向け雪寄せ場の確保（公園等の公共用地） ▷ 屋根の雪下ろし費用助成制度の実施 ▷ 除雪ボランティア活動団体へのハンドガイド式小型除雪機・除雪用具の貸出しや活動支援 【集中降雪等警戒体制時に実施（強化）する取組】 <監理班> ▷ 市民からの要望・相談等を担当する者の増員 <情報班> ▷ 「雪に関する市民相談窓口」の体制強化 <除排雪の強化> ▷ 緊急除雪（二段階除雪）の実施 ▷ 各道路管理者との連絡・調整 ▷ 東青除排雪協会及び浪岡除雪災害防止対策協議会への応援体制に係る事前協議・調整 ▷ 災害時相互応援協定に基づく除排雪応援の受入に係る県、他市町村との事前協議・調整 【雪害対応体制時に実施（強化）する取組】 <総務班> ▷ 国、県及びその他防災関係機関との連絡調整 <市民生活の安定確保の強化> ▷ 市民雪寄せ場の排雪の実施 ▷ 屋根の雪下ろし費用助成制度の拡充 ▷ バスタイヤの確保・停留所の安全確保 ▷ 空き家の屋根雪処理対応の強化（危険排除対応） ▷ 雪害危険箇所の監視等の強化（国・県等機関との連携強化） <豪雪災害対応に係る事前準備> ▷ 高齢者世帯等除雪支援隊の設置準備 ▷ 緊急屋根雪下ろしの実施に向けた検討 ▷ 災害ボランティアセンターの設置に向けた関係機関等との協議調整	<総務班> ▷ 国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等 <監理班> ▷ 市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ▷ 市有除排雪重機等の効率的な投入、運用の指示 <直営班> ▷ 歩道等人力除雪隊の設置（歩道等の確保） <除排雪の強化> ▷ 東青除排雪協会及び浪岡除雪災害防止対策協議会への応援の検討・要請 ▷ 災害時相互応援協定に基づく除排雪応援受入の検討・要請 ▷ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）の派遣の検討・要請 <市民生活の安定確保の強化> ▷ 要配慮者の安全確保対策 ▷ 高齢者世帯等除雪支援隊の設置（屋根の雪庇落とし・間口除雪等） ▷ 緊急屋根雪下ろしの実施 ▷ 災害ボランティアセンターの設置の検討・設置 ▷ 災害救助法の適用の検討・要請 ▷ 災害対策基本法に基づく自衛隊の災害派遣の検討・要請 ▷ 被災住家等の被害状況及び被害者実態調査 ▷ 建築物等の応急危険度判定 ▷ 道路、河川、上下水道施設等の被害調査及び応急対策 ▷ 市有施設の被害調査及び応急対策 ▷ 各産業の被害調査及び応急対策	
設置基準	【通常体制】 令和 7 年 11 月 1 日 【集中降雪等警戒体制】 ▷ 市内の観測地点（花園、浪岡）における 72 時間降雪量が 55cm 以上 または 24 時間降雪量が 25cm 以上 ▷ 市内主要道路での交通障害や物流の遅延が顕著に発生 ▷ 児童・生徒の通学困難など教育環境に大きな影響が発生 ▷ 降雨（暖気）により路面や生活道路がシャーベット化（ジャケ）し、交通障害・歩行困難が顕著	【雪害対応体制】 ▷ 市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を超えた場合もしくは超えることが見込まれる場合 ▷ 高齢者世帯等において日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがある場合	市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
解除基準	【通常体制】 令和 8 年 3 月 31 日 【集中降雪等警戒体制】 解除に際しては、工区・路線の除雪作業が一巡していることを前提条件とする。 ▷ 市内の観測地点（花園、浪岡）における 24 時間降雪量が 10cm 以下 及び 72 時間降雪量が横ばいまたは減少傾向 ▷ 市内主要道路の交通が正常化 ▷ 児童・生徒の通学困難が解消	【雪害対応体制】 市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合	市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合

【資料 4 パトロール担当区域図（青森地区）】



【資料5 除排雪ブロック体制構成表】

	工区名	事業者名(Aブロック)
1	A-1	
	A-2	
	A-3	
	A-4	
	A-5	
	A-6	

	工区名	事業者名(B1ブロック)
2	B-1	
	B-2-1	
	B-2-2	
	B-3-1	
	B-3-2	
	B-4-1	
	B-4-2	
	B-8	
	B-11-1	
	B-11-2A	
	B-11-2B	
	B-12-1	
	B-12-2	

	工区名	事業者名(B2ブロック)
3	B-5	
	B-6	
	B-7	
	B-9	
	B-10-1	
	B-10-2	
	B-13	

	工区名	事業者名(Cブロック)
4	C-1-1	
	C-1-2	
	C-2-1	
	C-2-2	
	C-3-1	
	C-3-2	
	C-4-1	
	C-4-2	
	C-5	
	C-6	
	C-7	
	C-8	

	工区名	事業者名(D1ブロック)
5	D-1-1	
	D-1-2	
	D-2	
	D-3	
	D-4	
	D-5	
	D-6-1	
	D-6-2	
	D-7	
	D-9	
	D-17	

	工区名	事業者名(D2ブロック)
6	D-8	
	D-10	
	D-11	
	D-12-1	
	D-12-2	
	D-13	
	D-14	
	D-15	
	D-16	

	工区名	事業者名(Eブロック)
7	E-1-1	
	E-1-2	
	E-2	
	E-3-1	
	E-3-2	
	E-3-3	
	E-4-1	
	E-4-2	
	E-5	
	E-6	
	E-7-1	
	E-7-2	
	E-8	
	E-9	
	E-10-1	
	E-10-2	

	工区名	事業者名(F1ブロック)
8	F-1	
	F-2-1	
	F-2-2A	
	F-2-2B	
	F-2-2C	
	F-3	
	F-4-1	
	F-4-2	
	F-5	

	工区名	事業者名（F 2ブロック）
9	F-6-1	
	F-6-2	
	F-7	
	F-8-1	
	F-8-2	
	F-9	
	F-10	
	F-11	

	工区名	事業者名（Gブロック）
10	G-1-1	
	G-1-2	
	G-2	
	G-3	
	G-4	
	G-5	
	G-6-1	
	G-6-2	
	G-7	
	G-8	
	G-9	
	G-10	

	工区名	事業者名（Hブロック）
11	H-1-1	
	H-1-2	
	H-2-1	
	H-2-2	
	H-3	
	H-4	

	工区名	事業者名（Iブロック）
12	I-1	
	I-2-1	
	I-2-2	
	I-2-3	
	I-3-1A	
	I-3-1B	
	I-3-1C	
	I-3-2	

	工区名	事業者名（J 1ブロック）
13	J-1-1	
	J-1-2	
	J-2	
	J-3	
	J-4	
	J-5-1	
	J-5-2	
	J-6	
	J-7	
	J-18	

	工区名	事業者名（J 2ブロック）
14	J-8	
	J-9	
	J-10	
	J-11	
	J-12	
	J-13	
	J-14	
	J-15	
	J-16-1	
	J-16-2	
	J-17	

	工区名	事業者名（Kブロック）
15	K-1	
	K-2	
	K-3	
	K-4	
	戸山団地1工区	
	戸山団地2工区	
	戸山団地3工区	
	戸山団地4工区	

	工区名	事業者名（Lブロック）
16	L-1	
	L-2	
	L-3	
	L-4	
	L-5	
	L-6	
	L-7	
	L-8	
	L-9	

【資料 6 除排雪延長】

(工区・幹線・狹隘等)

年 度			令和6年度		令和7年度		除排雪 延長構成 (%)	除排雪 延長増減 (km)
区 分			工区・ 路線数	除排雪延長 (km)	工区・ 路線数	除排雪延長 (km)		
青森地区	工 区	全面委託	168	761.09	170	759.54	55.38%	△ 1.55
		指定委託	22	103.19	22	103.19	7.52%	0.00
		小 計	190	864.28	192	862.73	62.91%	△ 1.55
	幹 線	幹線	36	138.90	36	138.90	10.13%	0.00
		補助幹線	58	76.71	58	76.71	5.59%	0.00
		郊外幹線	38	115.98	38	115.76	8.44%	△ 0.22
		小 計	132	331.59	132	331.37	24.16%	△ 0.22
	狹 隘 路 線		382	36.65	393	38.52	2.81%	1.87
	計		704	1,232.52	717	1,232.62	89.88%	0.10
浪岡地区	通 常 除 雪		467	136.20	467	136.20	9.93%	0.00
	狹 隘 路 線		26	2.62	26	2.62	0.19%	0.00
	計		493	138.82	493	138.82	10.12%	0.00
合 計			－	1,371.34	－	1,371.44	100.00%	0.10

(歩道)

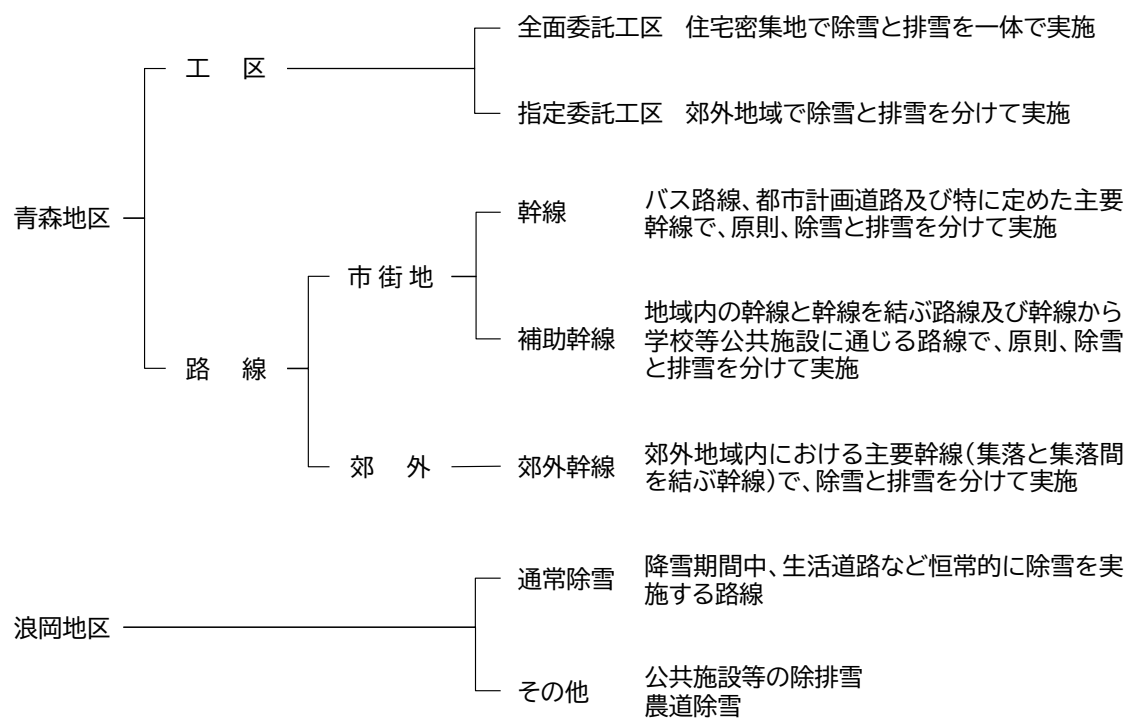
年 度		令和6年度		令和7年度		路線数 増減	除排雪 延長増減 (km)
区 分		路線数	除排雪延長 (km)	路線数	除排雪延長 (km)		
青森地区	幹 線	121	133.09	122	133.78	1	0.69
	狹隘・橋梁部	53	25.16	53	25.16	0	0.00
	車道排雪時	42	34.17	42	34.17	0	0.00
	計	216	192.42	217	193.11	1	0.69
浪岡地区		14	8.41	14	8.41	0	0.00
歩 道 計		230	200.83	231	201.52	1	0.69

(その他)

年 度		令和6年度		令和7年度		路線数 増減	除排雪 延長増減 (km)
区 分		路線数	除排雪延長 (km)	路線数	除排雪延長 (km)		
青森地区	山間部路線	3	21.50	3	21.50	0	0.00
浪岡地区	非住居地区	105	84.21	105	84.21	0	0.00
	公共施設等	56	6.18	56	6.18	0	0.00
	計	161	90.39	161	90.39	0	0.00
合 計		164	111.89	164	111.89	0	0.00

※ 山間部路線については、3月以降に1回程度、除排雪を実施する。
このほか、浪岡地区においては、公共施設内の除排雪も実施する。

【資料 7 除排雪事業の実施体系】



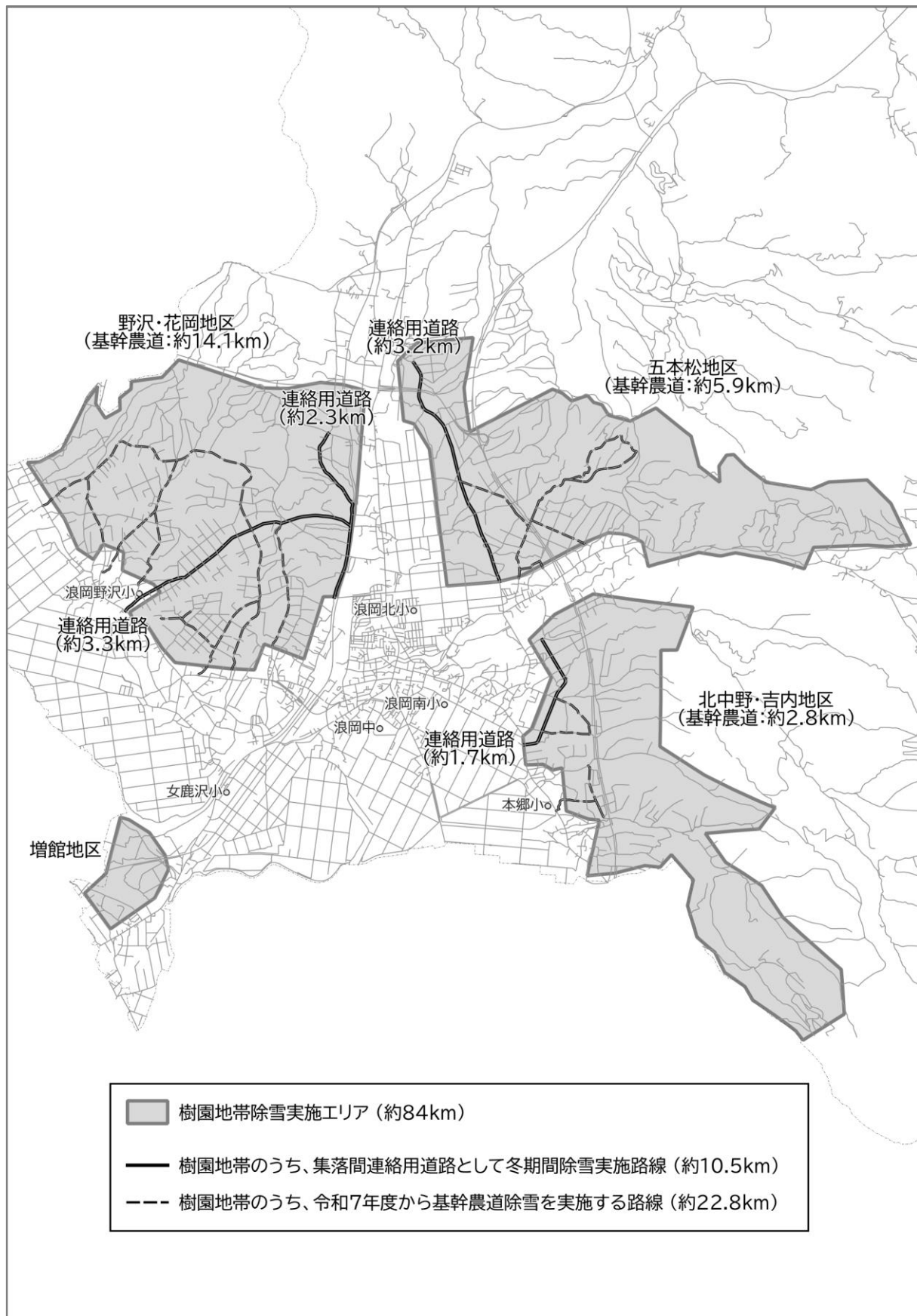
【資料 8 流・消・融雪施設の設置状況（青森地区）】

流雪溝	河川利用方式	流雪溝整備事業	○大野堰 L=9,436m ○横内 11 号線 L=430m ○横内 10 号線 L=195m ○奥野地区 L=1,563m ○本泉地区 L=2,079m ○新町野地区 L=1,000m ○桜川・筒井地区 L=15,304m ○北蛭沢地区 L=823m ○佃地区 L=8,196m ◎計…L=39,026m	市
			○荒川地区 L=2,124m ○横内地区 L=2,879m ○松原地区 L=3,301m ○鶴ヶ坂地区 L=1,119m ○戸門地区 L=2,777m ○後潟地区 L=8,012m ○桜川・筒井地区 L=1,339m ○篠田地区 L=861m ○原別造道地区 L=2,707m ◎計…L=25,119m	県
		雪国快適環境整備事業	○浪館流雪溝 L=1,198m	市
	都市下水路利用方式	都市下水道雪対策流雪溝	○油川沢田地区 L=1,250m ○八甲水路投雪口設置 16 箇所	市
	海水利用方式	海水利用流雪溝	○瀬戸子・奥内地区 L=1,613m ○前田・内真部地区 L=4,280m ○西田沢地区 L=804m ○奥内地区 L=1,630m ○飛鳥・夏井田地区 L=3,240m ○原別地区 L=1,411m ○久栗坂地区 L=1,177m ○野内地区 L=2,032m ○浅虫地区 L=2,600m ○油川地区 L=7,840m ◎計…L=26,627m	県
			○野内地区 L=570m ○油川地区 L=1,435m ○矢作地区 L=1,592m ◎計…L=3,597m	市
	下水道処理水利用方式	アメニティ下水道モデル事業	○造道地区 L=711m	市
		積雪対策下水道事業	○八重田地区 L=2,106m ○東造道地区 L=1,539m ○赤川右岸地区 L=371m ◎計…L=4,016m	市
		凍雪害防止事業	○造道地区 L=1,640m	県
	合流下水管利用方式	まちなかコミュニティ雪処理事業	○北金沢地区 61 基 ○中央・橋本地区 37 基 ○青柳地区 42 基 ○古川地区 13 基 ○本町地区 17 基 ○新町・安方地区 21 基 ○浪打地区 16 基 ◎計…207 基	市
消融雪溝	排湯利用方式	融雪溝整備事業	○出町温泉 L=1,249m ○沖館温泉 L=1,010m ○多喜の湯 L=295m ○小柳温泉 L=582m ○（旧）ラドンセンターL=467m ○南部屋 L=150m ○あさひ温泉 L=371m ○佃温泉 L=1,097m ◎計(9 箇所)…L=5,221m	市
融雪施設	埋設管方式	温水循環方式路面融雪	○大谷地区 L=1,236m ○青森駅前歩道 A=1,499 m ² ○新青森駅東口歩道 A=1,434 m ² ○新青森駅西口歩道 A=299 m ² ○新青森駅南口歩道 A=526 m ² ○サンドーム駐車場 A=1,805 m ²	市
	地熱融雪	地熱利用融雪	○庁舎前通路 A=210 m ² ○庁舎前駐車場 A=230 m ² ○古川長島通り線①L=920m ○うとう橋通り線 L=1,393m (国：国道 4 号中央・橋本・堤町 L=1,624m、久栗坂トンネル L=102m 県：県道荒川青森(停)線新町～古川地区歩道 L=542m、青森環状野内線(北金沢)L=780m) ○古川長島通り線②L=180m ○安方長島通り線 L=450m ○平和公園通り線 L=374m	市他
	散水融雪	海水散水消雪	○新町通り L=880m	県
	海水熱融雪	海水熱利用融雪	○八甲通り線歩道 L=1,000m	市
			○青森ベイブリッジ L=1,472m	県
	廃熱利用融雪	廃熱利用	○市民病院玄関前通路 A=750 m ² ○荒川青森停車場線(柳町通り)L=705m (休止中)	市
	電熱融雪	路面融雪	○国道 4・7 号古川～中央・本町地区歩道等 L=2,815m	国
			○青森環状野内線(古川地区)L=500m ○スカイブリッジ L=774m ○荒川橋 L=112m ○鶴ヶ坂千刈線(福祉庁舎前)L=58m ◎計…L=1,444m	県
			○原別跨線橋 L=60m ○甲田橋 L=61m ○福田橋 L=116m ○旭町地下道 L=662m ○松園橋 L=78m ○小柳橋 L=46m ○西滝地下道 L=210m ○小柳歩道橋 L=20m ○あすなろ橋 L=385m ○うとう橋 L=66m ○米田架道橋 L=57m ○古川跨線橋斜路 L=70m ○桜川橋 L=120m ○文化会館前歩道 L=326m ○浅虫ゆうやけ橋 L=117m ○とおりゃんせ橋(出入口部)L=16m ○桐の沢橋 L=43m ○小柳跨線橋 L=52m ○問屋橋 L=96m ○浜館跨線橋 L=434m ○松桜橋 L=112m ○矢田前地下道 L=21m ○相野橋 L=30m ○平岡新橋 L=52m ○三内西小学校通学路 L=108m ○里見丸山線階段部 L=8m ○新青森駅南通り線 L=123m ○古館地下道 L=31m ○3・2・2 号内環状線 L=609m ◎計(30 箇所)…L=4,129m	市
			○西滝大橋側道 A=546 m ² ○西滝大橋階段 A=87 m ² ○浅虫人道橋 A=845 m ² ○中央大橋 A=601 m ² ○大野歩道橋 A=66 m ² ○大釈迦歩道橋 A=57 m ² ○浪岡歩道橋 A=86 m ² ◎計…A=2,288 m ²	県
			○文化会館前 A=1,011 m ² ○駅前公園地下駐車場 A=397 m ² ○庁舎前駐車場 A=351 m ² ○夜間急病センター前 A=94 m ² ○新青森駅西口立体駐車場 A=703 m ² ◎計…A=2,556 m ²	市

【資料 9 流・消・融雪施設の設置状況（浪岡地区）】

流 雪 溝	河川水利用方式	○大鰐浪岡線 L=1,042m ○五所川原浪岡線(浪岡～女鹿沢)L=1,133m ○浪岡(停)線 L=981m ○浪岡北中野黒石線 L=3,686m ○浪岡藤崎線 L=2,280m ○下村線 L=240m ◎計…L=9,362m	県
		○停車場稲村線 L=806m ○浪岡仲町線 L=468m ○稲村平野線 L=653m ○細田川合線 L=100m ○下町北線 L=172m ○細田 3 号線 L=326m ○浦町線 L=229m ○若松 4 号線 L=110m ○東種本 1 号線 L=55m ○下村線 L=1,923m ◎計…L=4,842m	市
	井戸水利用方式	○旧国道 7 号線(浪岡～大沢迦)L=1,020m	国
		○五所川原浪岡線(郷山前～樽沢)L=3,263m ○常海橋銀線 L=945m ◎計…L=4,208m	県
消 融 雪 溝	排湯利用方式	○東花岡平野線 L=185m ○東種本浅井線 L=818m ○浅井野脇線 L=2,310m ○赤川 10 号線 L=540m ○赤川 15 号線 L=630m ○平川線 L=640m ○大谷幼稚園通り線 L=534m ○平野 6 号線 L=464m ○平野 19 号線 L=421m ○長沼南大線 L=1,148m ○郷山前学校線 L=1,134m ○狐森線 L=2,912m ◎計…L=11,736m	市
		○ポパイ温泉 L=193m ◎計(1 箇所)…L=193m	市
融 雪 施 設	埋設管方式	○青森浪岡線(王余魚沢)L=1,320m ○五所川原浪岡線(花岡)L=308m	県

【資料 10 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪 実施路線図】



【資料11 除排雪委託事業者一覧】

◎ 全面委託工区

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	A-1		5.18	39	D-1-1		5.54
2	A-2		7.57	40	D-1-2		5.21
3	A-3		6.88	41	D-2		3.84
4	A-4		4.00	42	D-3		3.54
5	A-5		3.24	43	D-4		6.84
6	A-6		5.82	44	D-5		4.01
7	B-1		3.90	45	D-6-1		3.72
8	B-2-1		7.19	46	D-6-2		1.56
9	B-2-2		5.99	47	D-7		2.74
10	B-3-1		3.88	48	D-8		3.70
11	B-3-2		8.70	49	D-9		3.60
12	B-4-1		4.92	50	D-10		2.52
13	B-4-2		4.59	51	D-11		7.09
14	B-5		4.74	52	D-12-1		4.61
15	B-6		8.59	53	D-12-2		1.98
16	B-7		4.95	54	D-13		3.99
17	B-8		4.15	55	D-14		2.40
18	B-9		4.49	56	D-15		2.55
19	B-10-1		5.43	57	D-16		4.31
20	B-10-2		2.84	58	D-17		2.60
21	B-11-1		5.33	59	E-1-1		3.67
22	B-11-2A		2.94	60	E-1-2		3.97
23	B-11-2B		1.82	61	E-2		6.05
24	B-12-1		4.38	62	E-3-1		2.58
25	B-12-2		7.16	63	E-3-2		2.21
26	B-13		3.98	64	E-3-3		2.85
27	C-1-1		5.23	65	E-4-1		4.37
28	C-1-2		3.55	66	E-4-2		3.15
29	C-2-1		2.69	67	E-5		6.74
30	C-2-2		2.81	68	E-6		7.23
31	C-3-1		3.46	69	E-7-1		2.77
32	C-3-2		2.76	70	E-7-2		3.65
33	C-4-1		4.69	71	E-8		5.28
34	C-4-2		5.08	72	E-9		5.94
35	C-5		6.59	73	E-10-1		4.27
36	C-6		5.34	74	E-10-2		4.40
37	C-7		5.48	75	F-1		4.11
38	C-8		3.07	76	F-2-1		4.74

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
77	F-2-2A		1.95	117	I-3-2		3.49
78	F-2-2B		2.25	118	J-1-1		3.71
79	F-2-2C		2.21	119	J-1-2		5.48
80	F-3		4.32	120	J-2		2.75
81	F-4-1		2.61	121	J-3		5.34
82	F-4-2		3.61	122	J-4		7.06
83	F-5		1.71	123	J-5-1		4.04
84	F-6-1		3.99	124	J-5-2		1.47
85	F-6-2		2.50	125	J-6		5.36
86	F-7		5.21	126	J-7		3.36
87	F-8-1		5.49	127	J-8		3.45
88	F-8-2		4.78	128	J-9		7.08
89	F-9		4.19	129	J-10		2.91
90	F-10		2.66	130	J-11		4.90
91	F-11		2.80	131	J-12		3.30
92	G-1-1		3.48	132	J-13		3.24
93	G-1-2		4.60	133	J-14		4.84
94	G-2		6.49	134	J-15		6.33
95	G-3		5.64	135	J-16-1		5.28
96	G-4		11.13	136	J-16-2		3.71
97	G-5		4.94	137	J-17		4.16
98	G-6-1		6.45	138	J-18		2.62
99	G-6-2		3.23	139	K-1		3.98
100	G-7		2.32	140	K-2		11.00
101	G-8		1.76	141	K-3		2.48
102	G-9		6.41	142	K-4		6.83
103	G-10		1.95	143	L-1		6.65
104	H-1-1		3.42	144	L-2		3.31
105	H-1-2		3.33	145	L-3		4.08
106	H-2-1		3.31	146	L-4		9.73
107	H-2-2		2.87	147	L-5		7.41
108	H-3		3.71	148	L-6		7.24
109	H-4		3.34	149	L-7		5.76
110	I-1		5.42	150	L-8		2.48
111	I-2-1		4.80	151	L-9		3.16
112	I-2-2		3.35	152	細越工区		3.56
113	I-2-3		4.92	153	問屋町工区		6.76
114	I-3-1A		1.02	154	松元台団地工区		6.07
115	I-3-1B		2.38	155	幸畑団地1工区		6.77
116	I-3-1C		2.10	156	幸畑団地2工区		7.61

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
157	幸畑阿部野工区		2.50	165	久栗坂工区		7.25
158	幸畑谷脇工区		3.93	166	浅虫工区		6.80
159	月見野工区		5.75	167	戸山工区		3.02
160	戸山団地1工区		7.06	168	桑原工区		2.05
161	戸山団地2工区		5.60	169	宮田工区		4.33
162	戸山団地3工区		4.56	170	諏訪沢工区		2.46
163	戸山団地4工区		8.19				
164	野内工区		6.89	170工区			759.54

◎ 指定委託工区

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	後潟工区		15.65	13	大別内工区		5.14
2	内真部工区		6.60	14	野木工区		4.85
3	奥内1工区		6.56	15	合子沢工区		7.75
4	奥内2工区		6.53	16	横内1工区		4.66
5	飛鳥工区		6.81	17	横内2工区		4.27
6	白旗野工区		6.14	18	梨の木工区		1.29
7	鶴ヶ坂・孫内工区		4.83	19	沢山工区		0.91
8	太陽台団地工区		1.87	20	三本木工区		3.01
9	高田工区		4.65	21	矢田工区		1.34
10	荒川・ハツ役1工区		3.51	22	下湯工区		0.79
11	荒川・ハツ役2工区		3.87				
12	金浜・上野工区		2.16	22工区			103.19

◎ 除雪ブロック(浪岡地区)

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	第1ブロック		13.49	13	第13ブロック		5.92
2	第2ブロック		13.65	14	第14ブロック		12.85
3	第3ブロック		4.68	15	第15ブロック		1.02
4	第4ブロック		11.15	16	第16ブロック		5.14
5	第5ブロック		7.32	17	第17ブロック		1.47
6	第6ブロック		2.51	18	第18ブロック		9.91
7	第7ブロック		3.24	19	第19ブロック		1.47
8	第8ブロック		7.68	20	第20ブロック		0.63
9	第9ブロック		7.95	21	第21ブロック		1.34
10	第10ブロック		2.85	22	第22ブロック		0.53
11	第11ブロック		17.43				
12	第12ブロック		3.97	22ブロック			136.20

◎ 狭小ブロック(浪岡地区)

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	第1ブロック		1.25(0.06)	7	第7ブロック		2.82(0.74)
2	第2ブロック		1.13(0.20)	8	第8ブロック		1.19(0.75)
3	第3ブロック		1.59(0.00)	9	第9ブロック		0.77(0.16)
4	第4ブロック		1.93(0.00)				
5	第5ブロック		1.19(0.55)				
6	第6ブロック		0.79(0.16)	9ブロック			12.66(2.62)

※()内数字は狹隘路線排雪延長

◎ 幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	新町地区線		6.86	20	機関区通り線		2.48
2	本町地区線		8.67	21	桜川団地線		5.12
3	合浦地区線		5.57	22	奥州街道		1.90
4	長島地区線		2.40	23	浜館地区線		9.93
5	中央地区線		4.76	24	浪打戸山線		1.85
6	勝田地区線		5.64	25	幸畑団地線		1.20
7	花園幸畑浪打戸山線		10.87	26	石江地区線		5.36
8	小柳地区線		3.78	27	奥野地区線		4.34
9	県病西通り線		0.80	28	浜田大野線		4.69
10	羽白線		1.59	29	卸売団地線		6.37
11	柳川篠田沖館線		6.45	30	幸畑谷脇線		0.64
12	駅西口大通り線		0.71	31	戸山団地線		5.45
13	千刈浪館線		0.85	32	細越高田線		2.67
14	三内地区線1		3.40	33	高田空港線		2.48
15	三内地区線2		4.16	34	筒井幸畑団地線		1.41
16	安田地区線		6.35	35	浦町線		1.18
17	旭町大通り線		1.81	36	南高校線		2.17
18	金沢地区線		2.73				
19	大野地区線		2.26	36路線			138.90

◎ 補助幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	油川駅前通り線		1.53	31	安田稲森線		0.62
2	油川中学校通り線		0.65	32	大野地区線		0.75
3	油川羽白線		2.53	33	中央線		0.47
4	沖館地区線		2.31	34	奥野筒井線		1.18
5	富田地区線		2.58	35	浜田線		2.48
6	石江富田線		0.74	36	浜田豊田線		0.90
7	平和台団地線		1.14	37	浜田玉川線		1.68
8	木工団地線		1.91	38	筒井線1		0.65
9	緑ヶ丘ニュータウン線		1.40	39	筒井線2		0.60
10	平岡団地線		2.74	40	八ツ橋ニュータウン線		1.46
11	西高前通り線1		1.59	41	松元台団地線		1.22
12	西高前通り線2		0.25	42	幸畑団地線		4.89
13	新青森駅南通り線		1.72	43	花園線		0.50
14	石神線		0.88	44	浪打佃線		2.43
15	石江江渡線		1.29	45	松森福田線1		0.33
16	石江線		1.23	46	松森福田線2		0.52
17	三好地区線		2.27	47	浪打線		0.27
18	西滝菅野屋線		0.66	48	松森佃線		0.82
19	丸山線		0.90	49	南佃線		1.48
20	三内浪館線		0.76	50	岡造道線		0.62
21	浪館西滝線1		0.75	51	小柳褰懸線		1.00
22	浪館西滝線2		0.87	52	褰懸団地線		0.83
23	浪館西滝線3		0.48	53	鴨泊団地線		0.82
24	西滝富永線		1.29	54	小柳線		0.62
25	千刈線		0.76	55	東造道線		0.49
26	千刈久須志線		2.43	56	八重田線		2.15
27	千富金沢線1		2.23	57	原別線		1.36
28	千富金沢線2		0.91	58	小柳団地線		0.73
29	旭町大野線		2.35				
30	大野安田線		3.69	58路線			76.71

◎ 郊外幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	後潟船橋街道		3.91	21	横内20号線		0.80
2	森林軌道廃線通り線		2.25	22	雲谷線		2.98
3	鶴ヶ坂孫内線		6.64	23	田茂木野線		5.55
4	平岡8号線		4.82	24	鍋坂線		2.40
5	岩渡二股線		4.55	25	青森田代十和田線		3.05
6	新城中学校通り線		2.03	26	駒込1号線		8.62
7	滝内孫内線		4.48	27	浜館駒込線		2.17
8	三内丸山線		3.03	28	沢山線		3.06
9	大谷線		1.78	29	原別築木館線		5.15
10	高田線		1.09	30	矢田前平新田線		0.74
11	入内線		5.47	31	後范線		0.71
12	向野沢線		3.68	32	原別八幡林線1		2.64
13	金浜上野線		2.86	33	原別八幡林線2		0.27
14	金浜大別内線		1.80	34	野内馬屋尻線		0.71
15	荒川ハツ役線		2.57	35	諏訪沢野内線		2.25
16	流通団地線		4.50	36	三本木滝沢線		3.34
17	上野新町野線		2.61	37	矢田線		3.36
18	合子沢線		1.36	38	野内駅前通り線		0.20
19	野木酸ヶ湯線		4.53				
20	公立大学線		3.80	38路線			115.76

◎ 狭隘路線

	事業者名		事業者名
狭隘		狭隘	

◎ 歩 道

	事業者名
歩道	
橋梁・狭隘部	

◎ 凍結防止剤散布

地区名	事業者名
東部	
中部	
西部	
3地区	

◎ 雪堆積場等(青森地区)

地区名	事業者名	地区名	事業者名
油川埠頭		荒川成瀬	
沖館埠頭		大野	
堤埠頭		平岡8号線南	
月見野		四ッ石	
国道4号(宮田)南		戸山	
野内字浦島		三内	
平岡8号線北		大矢沢	
鶴ヶ坂		矢田前	
孫内		野内小笹南	
新城平岡		野内小笹北	
新城福田		野木	
後潟		青森競輪場	
畜産センター南		八重田積雪融雪処理槽	
戸山団地北側		青森港本港地区緑地 (浜町)雪処理施設	
戸山団地東側			
幸畑谷脇		30地区	

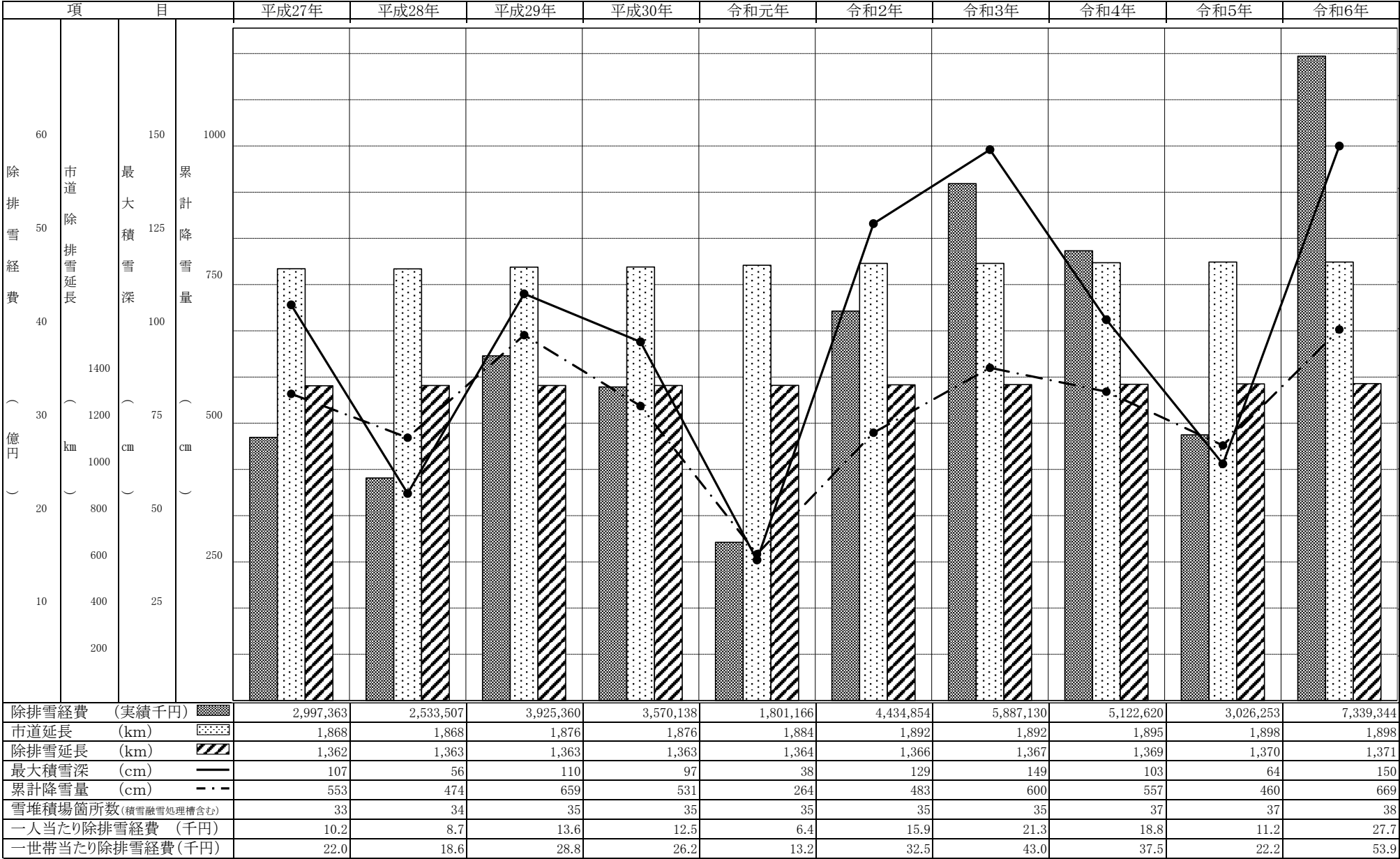
◎ 雪堆積場等(浪岡地区)

地区名	事業者名
野沢地区	
五郷地区	
大杉地区①	
大杉地区②	
五本松地区	
女鹿沢地区①	
女鹿沢地区②	
浪岡地区	
8地区	

◎ 山間部路線

地区名	事業者名
野木酸ヶ湯線	
田代平開拓道路	
高田孫内線	
3路線	

青森市の降・積雪と除排雪経費(年度比較)



※最大積雪深、累計降雪量については、当年11/1から翌年3/31までの気象庁データより集計

除 排 雪 経 費 の 内 訳

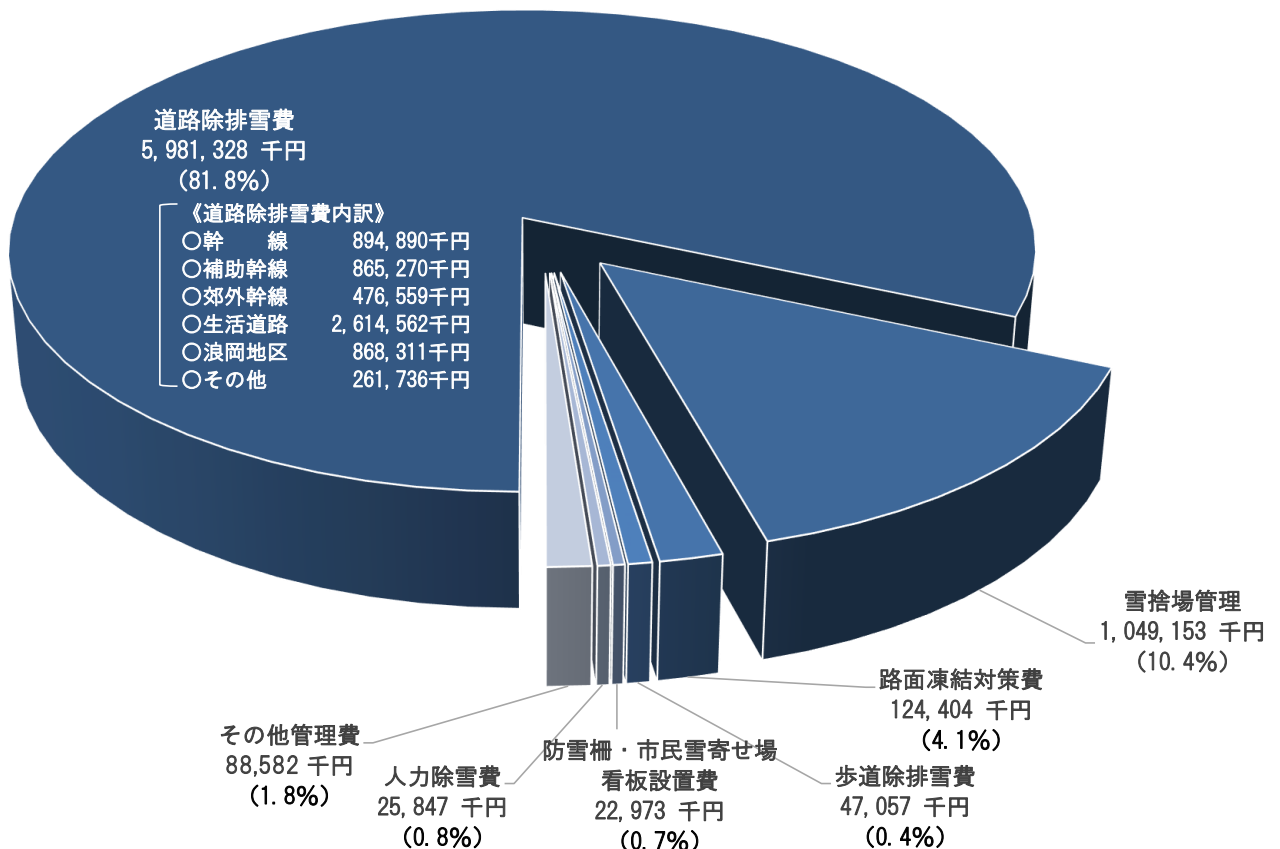
【区分別事業費内訳】

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	内 容
道路除排雪費	4,223,346	2,475,328	5,981,328	幹線や補助幹線などの路線や生活道路の除排雪作業に要する経費。
雪捨て場管理	668,052	315,484	1,049,153	除排雪業者や市民の雪捨て場の管理・運営に要する経費
路面凍結対策費	101,283	122,694	124,404	路面凍結対策として、交差点や橋梁付近へ凍結防止剤を散布するために要する経費
歩道除排雪費	26,725	11,963	47,057	歩道の除排雪作業に要する経費
防雪柵・市民雪寄せ場看板設置費	22,227	22,419	22,973	吹き溜まりのしやすい箇所へ防雪柵を設置するのに要する経費
人力除雪費	23,370	24,729	25,847	バス停等の機械除雪で対応できない場所の人力除雪に要する経費
その他管理費	57,617	53,636	88,582	パトロール業務や除雪機械の貸与、除排雪のPRチラシの配布などに要する経費
合 計	5,122,620	3,026,253	7,339,344	

【令和6年度の実績】

《総額 7,339,344千円》



令和 7 年度 除排雪事業実施計画

【問い合わせ先】

青森地区

青森市都市整備部道路維持課	017-752-8584
青森市福祉部福祉政策課	017-734-5313
青森市社会福祉協議会	017-723-1340
青森市教育委員会事務局学務課	017-718-1402

浪岡地区

青森市浪岡振興部都市整備課	0172-62-1116
青森市浪岡振興部健康福祉課	0172-62-1134